

令和7年度 長浜市第2期DX実証実験プロジェクト事業
制度等に関する質問に対する回答

No.	質問	回答
1	補助対象経費について「機械装置又は器具の購入費(取得単価が 税込 10万円未満のものに限る。ただし、汎用性が高いものは 除く。)」とあるが、データ保存用のNAS(ネットワークアタッチドストレージ)やUSBカメラは対象となるか。	「汎用性が高いもの」に該当するかどうかは、購入した機器がプロジェクトの実施に特化するものであるかどうかで判断し、NASやUSBカメラについては、広範囲の用途に利用可能と考えられることから、原則として補助の対象外とします。ただし、事業実施に特化したシステムの一部として組み込まれた外部記録媒体等については、協議の上、対象内外を判断します。
2	提出書類に「直近の法人税、法人事業税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税の納税(完納)証明書 各1部(直近とは納付期限が到来しているものを指す)」とあるが、設立から1期目の会社で、税の納付期限が来ておらず、証明書を発行できない。この場合、提出は不要となるのか。もしくは、別の書類等で代替することができるのか。	設立1期目で納税証明書が発行できない場合、提出は不要です。なお、申し込み時に提出いただく法人の登記事項証明書で、設立1期目であることを確認します。